推進：資料３
平成 29 年度　第２回 菊川市介護保険事業計画等推進委員会 （平成 29 年８月 28 日）

第７期介護保険事業計画
第８次高齢者保健福祉計画
（案）

・第１章　計画策定の概要

・第２章　高齢者を取り巻く菊川市の状況

・第３章　計画の基本的な考え方

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

平成27（2015）年現在、我が国の65歳以上人口は3,392万人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は26.7％と、国民の約４人に１人が高齢者となっており、高齢者の増加は諸外国に例をみないスピードで進んでいます。また、今後の人口推計においても、高齢者数は平成54（2042）年頃まで増加し、要介護率が高くなる後期高齢者（75歳以上の人口）割合については増加し続けることが予想されています。

特に、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）がすべて75歳以上となる平成37（2025）年以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれることから、膨らみ続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支えるしくみづくりを積極的に推進していくことが必要となります。

この状況を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築し、「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケアシステムを構築することが示されてきました。

また、平成29（2017）年５月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、制度の持続可能性を確保が求められています。

本市においても、団塊の世代が75歳以上になる平成37（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上になる平成52（2040）年の高齢者数の絶対数が多くなる時期を見据え、住み慣れた地域で可能な限り、「だれもが人として尊重され、ともに支え合う地域社会」が実現できるよう、菊川市の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、第７期市介護保険事業計画・第８次高齢者保健福祉計画を策定するものです。

2　計画の性格

（１）計画の位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第１項に基づく「市町村介護保険事業計画」であり、菊川市の介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な計画として位置付けます。

また、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の８第１項に基づく「市町村老人福祉計画」であり、菊川市の高齢者保健福祉施策に関する基本的な計画として位置付けます。

（２）上位計画・関連計画との連携

本計画は、上位計画である菊川市総合計画等の基本目標２「健康で元気に暮らせるまち」を具体化し、高齢者保健福祉に関する施策の方針を示したものです。菊川市地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画とのと整合を図り、策定しました。

また、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、静岡県の「ふじのくに長寿社会安心プラン（静岡県長寿者保健福祉計画）」とともに、「静岡県保健医療計画」との整合を図りました。

計画の関連図

3　計画の期間

本計画は、平成30（2018）年度を初年度とし、平成32（2020）年度を目標年度とする３か年を計画の期間とします。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
第６期介護保険事業計画 第７次高齢者保健福祉計画			**第７期介護保険事業計画** **第８次高齢者保健福祉計画**			第８期介護保険事業計画 第９次高齢者保健福祉計画		

４　計画策定の経過と策定後の推進体制

本計画の策定にあたっては、被保険者代表や保健・福祉・医療機関代表などからなる「菊川市介護保険事業計画等推進委員会」や、ケアマネジャー（介護支援専門員）、病院職員、市職員等からなる「菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ」において、これまでの介護保険給付実績や高齢者の実態調査結果を参考にしながら検討しました。

また、市ホームページなどを通じてパブリックコメントを実施し、市民の意見も参考にして計画を策定します。

策定後は、「菊川市介護保険事業計画等推進委員会」において、サービスの種類ごとの利用状況等、計画の実施状況について毎年度とりまとめ、計画を推進する上での課題分析を行うほか、必要な対策を講じるものとします。

第２章　高齢者を取り巻く菊川市の状況

1　高齢者の現状

（１）総人口の推移

菊川市の総人口をみると、年々減少傾向にあり、平成29年には47,827人となっています。

年齢３区分別の人口をみると、０～14歳や15～64歳は減少傾向にあります。一方、65歳以上は平成24年の10,736人以降、年々増加しており、平成29年には12,335人となっています。

（上段：人　下段：%）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
０～14 歳	6, 888	6, 839	6, 883	6, 864	6, 807	6, 787
	14. 2	14. 2	14. 4	14. 4	14. 2	14. 2
15～64 歳	30, 882	30, 038	29, 456	29, 032	28, 962	28, 705
	63. 7	62. 6	61. 5	60. 8	60. 4	60. 0
65 歳以上	10, 736	11, 130	11, 557	11, 868	12, 174	12, 335
	22. 1	23. 2	24. 1	24. 8	25. 4	25. 8
（再掲）75 歳以上	5, 777	5, 807	5, 814	5, 870	5, 979	6, 030
	11. 9	12. 1	12. 1	12. 3	12. 5	12. 6
総人口	48, 506	48, 007	47, 896	47, 764	47, 943	47, 827
	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

資料：住民基本台帳（各年９月末）※平成29年のみ３月末

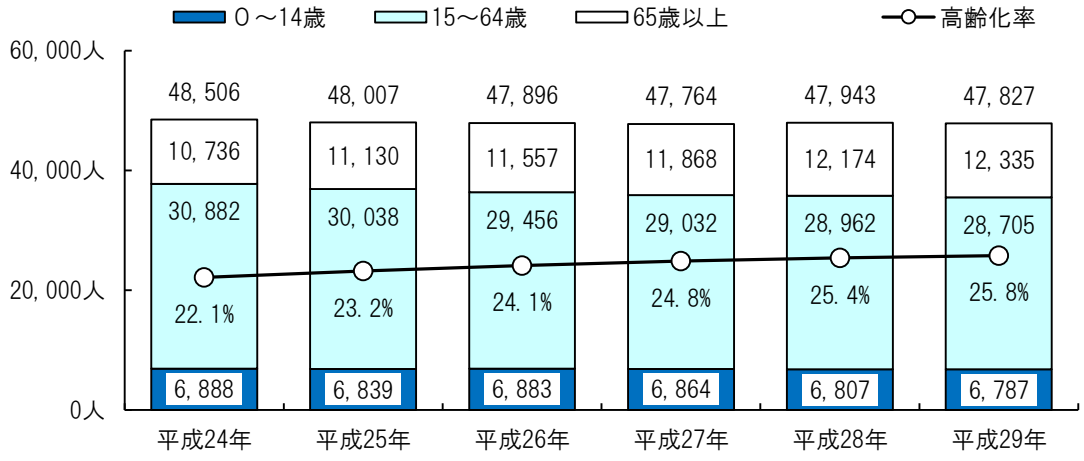

（２）高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、全国・静岡県・菊川市ともに年々増加しています。

（%）

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
全国	12.0	14.5	17.3	20.1	22.7	26.3		
静岡県	14.8	17.1	19.5	21.9	24.5	27.8	30.3	31.6
菊川市	14.4	16.5	18.4	19.9	21.9	24.8	27.0	27.9

資料：平成27年までは「国勢調査」、
平成27年以降、静岡県は「日本の地域別将来推計人口」（平成25年３月推計）
菊川市は、コーホート変化率法による推計

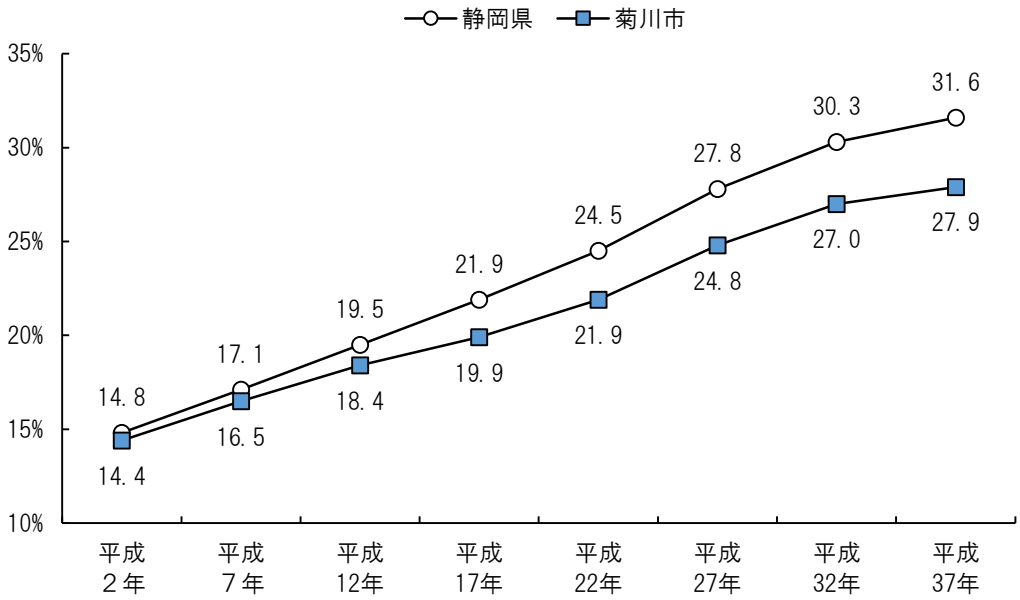

（３）高齢者の世帯の状況

高齢者のいる世帯数は年々増加しており、平成28年には7,648世帯、市内の総世帯数に占める割合も45.5%となっています。また、ひとり暮らし世帯および夫婦のみ世帯が増加しています。

（世帯）

	総世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯				
			子らとの同居世帯	ひとり暮らし世帯	夫婦のみ世帯	その他の高齢者のみ世帯
平成20年	16,248	6,280	4,933	534	740	73
平成21年	16,278	6,356	4,966	541	765	84
平成22年	16,149	6,406	4,942	579	799	86
平成23年	16,131	6,379	4,921	600	775	83
平成24年	16,314	6,950	4,923	945	977	105
平成25年	16,152	7,105	4,936	1,014	1,050	105
平成26年	16,207	7,335	4,967	1,084	1,137	147
平成27年	16,415	7,533	4,967	1,164	1,237	165
平成28年	16,811	7,648	4,869	1,293	1,312	174
静岡県 平成28年	1,547,471	700,755	335,318	192,872	157,767	14,798

資料：高齢者福祉行政の基礎調査

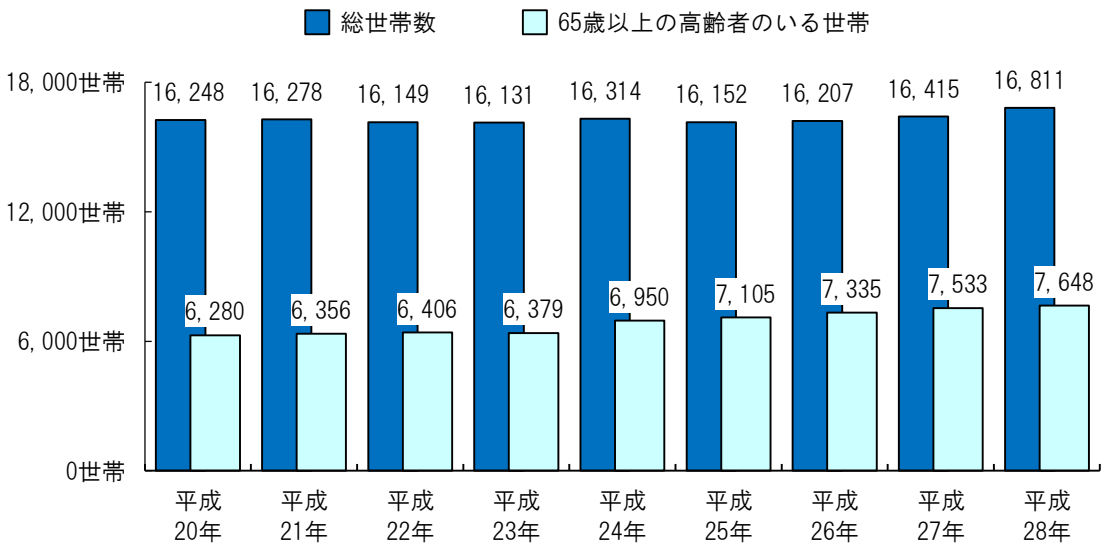

（４）高齢者のいる世帯の住居の状況

高齢者のいる世帯の住居状況をみると、持ち家は９割を超えており、静岡県の86.6%よりも割合が高くなっています。

（上段：世帯　下段：%）

	持ち家	公営等の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	住宅以外に住む一般世帯	合計
平成２年	4,209	44	70	15	4	6	4,348
	96.8	1.0	1.6	0.3	0.1	0.1	100.0
平成７年	4,939	41	88	14	7	5	5,094
	97.0	0.8	1.7	0.3	0.1	0.1	100.0
平成12年	5,455	65	112	15	4	10	5,661
	96.4	1.1	2.0	0.3	0.1	0.2	100.0
平成17年	5,832	74	150	15	14	18	6,103
	95.6	1.2	2.5	0.2	0.2	0.3	100.0
平成22年	6,207	85	215	12	11	9	6,539
	94.9	1.3	3.3	0.2	0.2	0.1	100.0
平成27年	6,886	104	327	19	8	10	7,354
	93.6	1.4	4.4	0.3	0.1	0.1	100.0
静岡県 平成27年	566,034	18,889	61,957	1,711	2,646	2,208	653,446
	86.6	2.9	9.5	0.3	0.4	0.3	100.0

資料：国勢調査
※静岡県は住居の種類「不詳」があるため、合計と一致しない

（５）高齢者の就業状況

高齢者の就業状況をみると、65歳以上の就業者は3,580人（30.6%）となっており、静岡県の就業者率の24.7%よりも高くなっています。

（上段：人　下段：%）

		総数	労働人口			非労働力人口	労働力状態「不詳」
				就業者	完全失業者		
65歳以上		11,682	3,655	3,580	75	7,975	52
		100.0	31.3	30.6	0.6	68.3	0.4
	男性	5,351	2,170	2,111	59	3,155	26
		100.0	40.6	39.5	1.1	59.0	0.5
	女性	6,331	1,485	1,469	16	4,820	26
		100.0	23.5	23.2	0.3	76.1	0.4
静岡県 平成27年		1,021,283	260,148	252,033	8,115	753,263	7,872
		100.0	25.5	24.7	0.8	73.8	0.8

資料：平成27年国勢調査

2　人口推計

（1）総人口と高齢化率の推移

平成24年度から平成28年度の性別・各歳別の人口変化率を用いて、菊川市の人口を推計すると、下表のとおりになります。

総人口は、これまでの横ばい傾向から今後は減少に転じ、平成37年度（2025年度）の総人口は47,493人と推計されます。年齢層によって増減傾向が異なっており、64歳以下の人口が減少していく中、65歳以上の高齢者人口は増加していくことが見込まれます。

第7期計画期間の最終年度である平成32年度では、総人口が47,848人、うち65歳以上の高齢者は12,922人、高齢化率は27.0%まで上昇することが見込まれます。

表：総人口・高齢者人口等の推移

	実績値		推計値					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成35年度	平成37年度
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2023)	(2025)
総人口	47,764	47,943	47,930	47,915	47,889	47,848	47,665	47,493
高齢化率	24.8%	25.4%	26.0%	26.5%	26.7%	27.0%	27.6%	27.9%
高齢者人口	11,868	12,174	12,455	12,674	12,787	12,922	13,134	13,248
65～74歳	5,998	6,195	6,397	6,552	6,611	6,741	6,506	6,022
75歳以上	5,870	5,979	6,058	6,122	6,176	6,181	6,628	7,226
40～64歳人口	15,453	15,399	15,238	15,140	15,151	15,096	15,109	15,152
40歳未満人口	20,443	20,370	20,237	20,101	19,951	19,830	19,422	19,093

図：総人口・高齢化率の推移

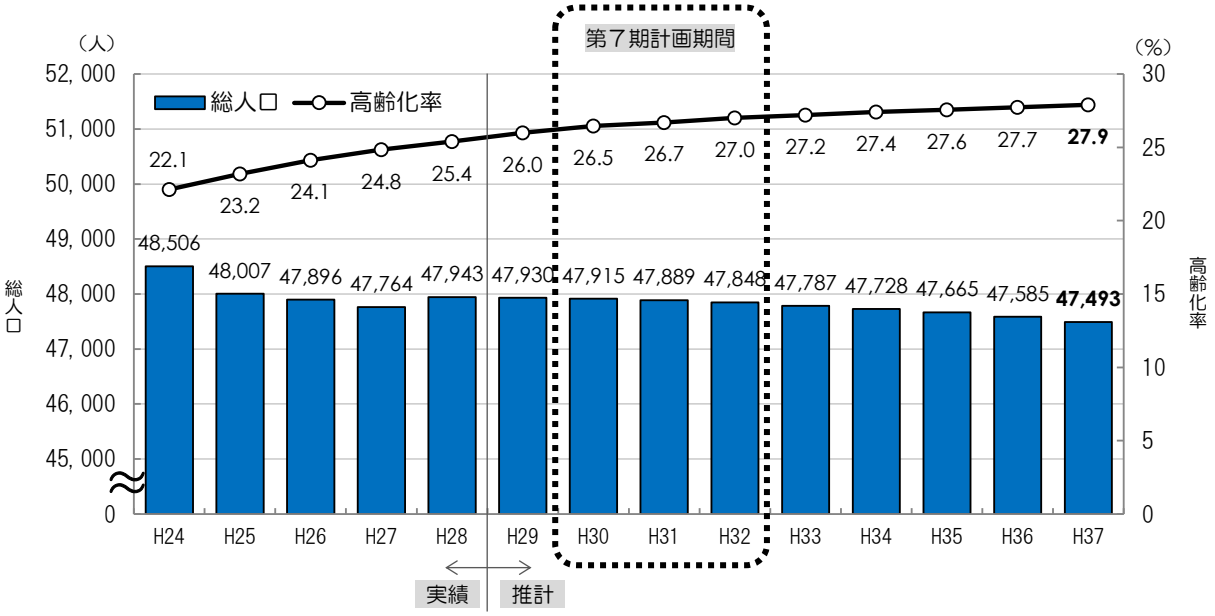

（２）高齢者数の推移

65歳以上高齢者人口の内訳をみると、第7期計画期間においては65～74歳の前期高齢者の増加が大きく、最終年度である平成32年度では、65歳以上の高齢者12,922人のうち、半数以上が前期高齢者となっています。

今後は、平成33年度をピークに前期高齢者は減少傾向となり、平成35年度には後期高齢者が前期高齢者を上回ると推計されます。また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度（2025年度）には、前期高齢者が6,022人（45.5%）に対し、後期高齢者は7,226人（54.5%）と推計され、人口の4人に1人以上が65歳以上、7人に1人以上が75歳以上となると推計されます。

図：前期・後期高齢者数（高齢者数に占める前期・後期高齢者の割合）の推移

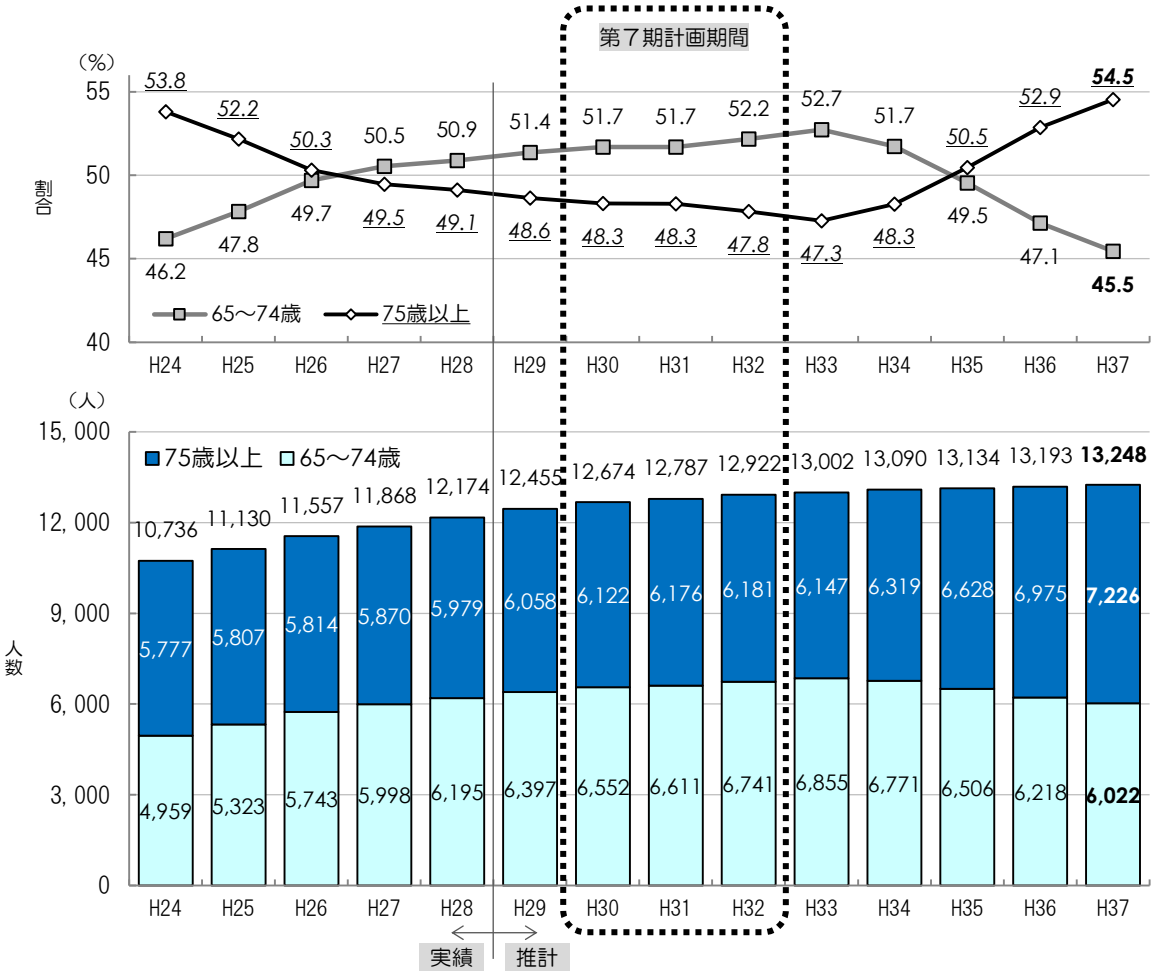

3　アンケートの調査結果

平成28年度　菊川市　高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査／在宅介護実態調査）

◆調査の方法

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	65歳以上の方・要支援認定者	在宅要介護認定者
標本数	65歳以上の方1,000人・要支援認定者100人	要介護認定者400人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成29年１月20日～２月６日	平成29年１月20日～２月６日

◆回収状況

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		在宅介護実態調査
	65歳以上の方	要支援認定者	在宅要介護認定者
発送数	1,000	100	400
有効回収数※	663	62	151
有効回収率	66.3%	62.0%	37.8%

※有効回収数とは、調査票に全く記入の無い白票や回答が著しく少ないもの、施設に入所されている方などを除いた数です。

（１）健康について知りたいこと

健康についてどのようなことが知りたいですか。（複数回答）

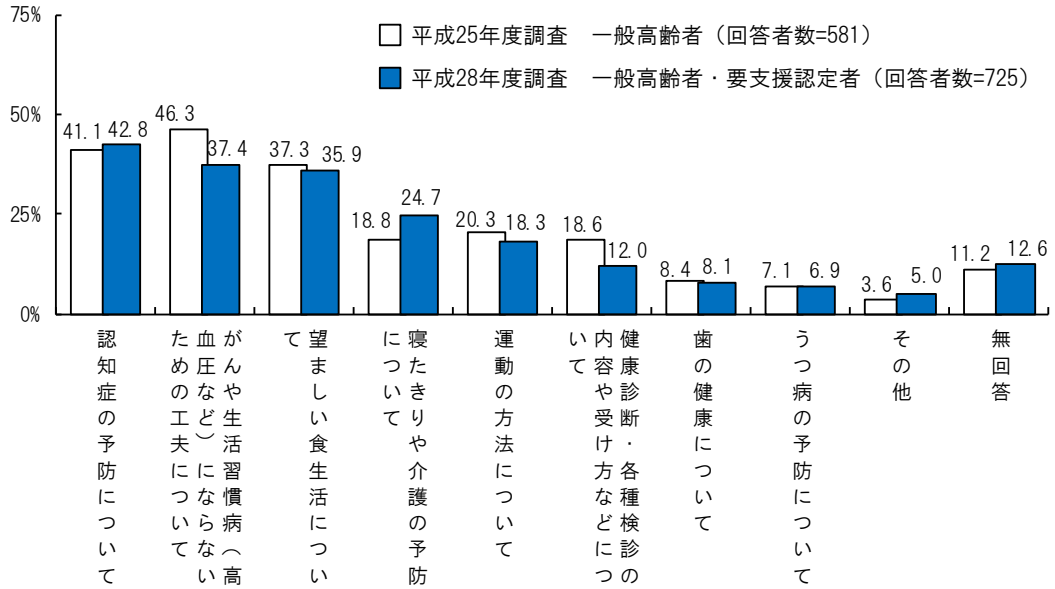

健康について知りたいことは、平成28年度調査では「認知症の予防について」42.8%が最も多く、以下「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」37.4%、「望ましい食生活について」35.9%、「寝たきりや介護の予防について」24.7%などとなっています。

（２）心配ごとや悩みごと

あなたには心配ごとや悩みごとがありますか。（複数回答）

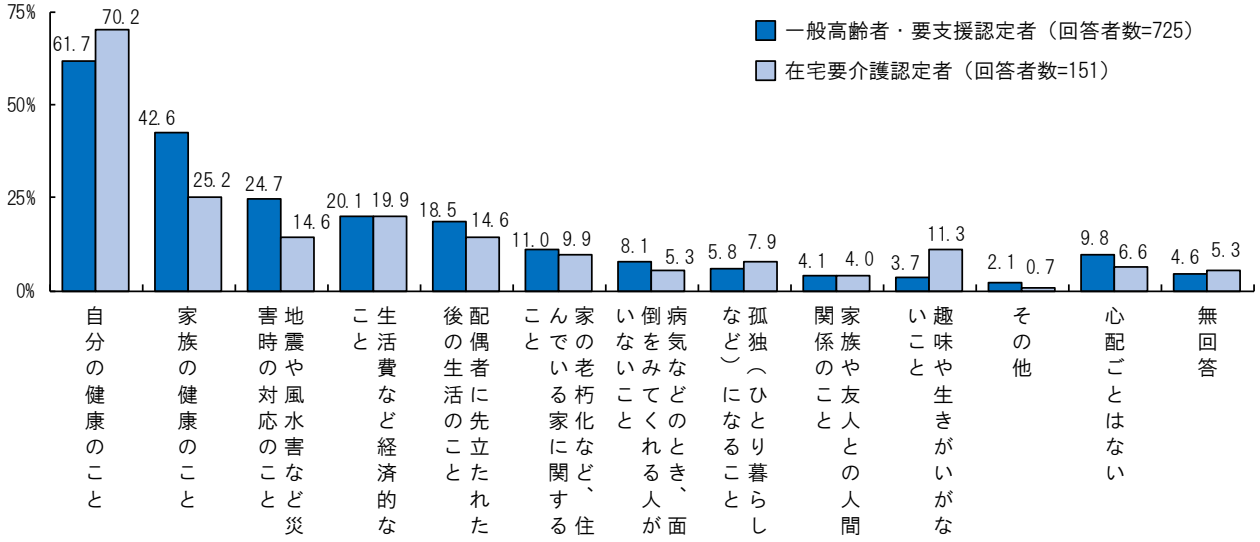

心配ごとや悩みごとは、「自分の健康のこと」が一般高齢者・要支援認定者において61.7%、在宅要介護認定者において70.2%と最も多くなっています。

（３）現在の幸せ度

あなたは、現在どの程度幸せですか。

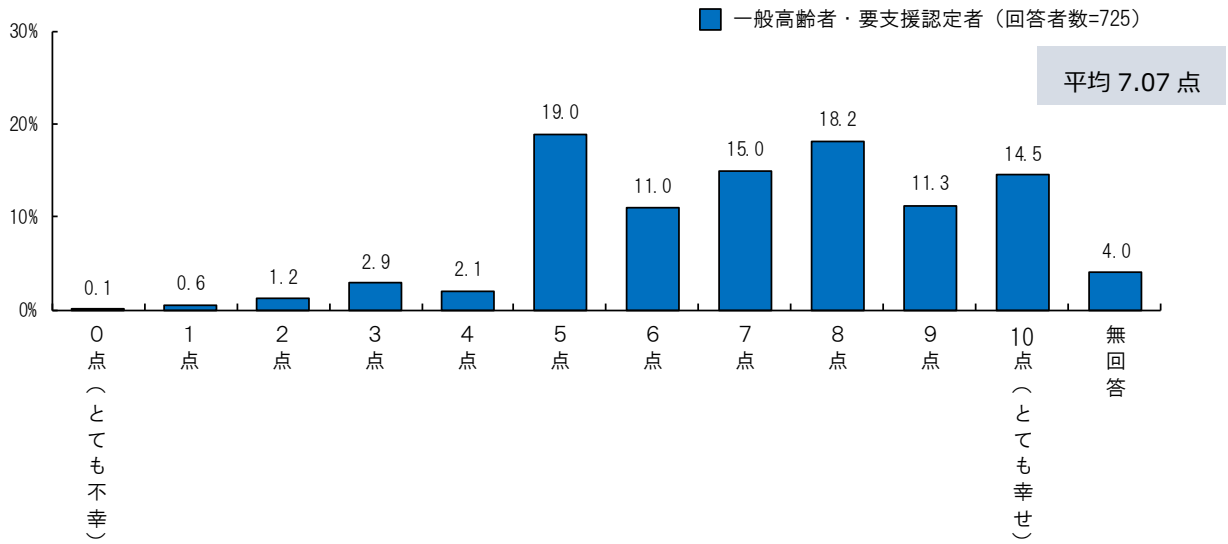

現在の幸せ度は、「５点」19.0%が最も多く、以下「８点」18.2%、「７点」15.0%、「10点（とても幸せ）」14.5%、「９点」11.3%などとなっています。幸せ度の平均は、7.07点となっています。

（４）介護保険サービスを充実させるために、費用負担が増えることについての考え

超高齢社会を迎え、介護保険サービスを充実させるために、費用負担が増えることについてどう思いますか。

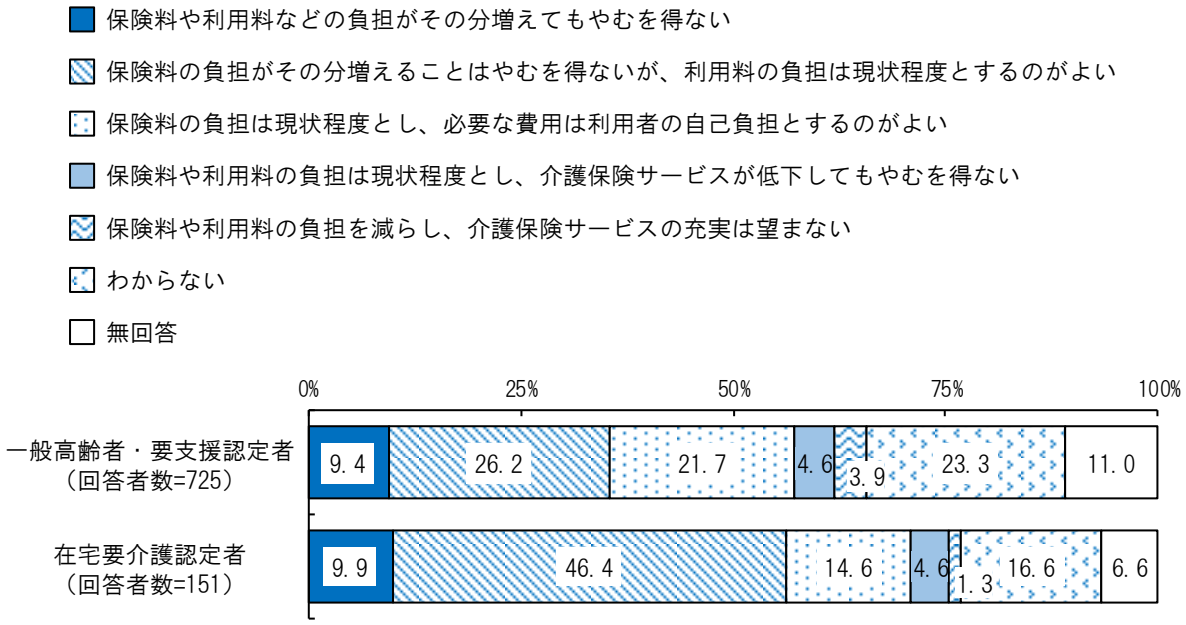

介護保険サービスを充実させるために費用負担が増えることについては、「保険料の負担がその分増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい」が一般高齢者・要支援認定者において26.2%、在宅要介護認定者において46.4%と最も多くなっています。

（５）介護保険サービスの利用や申請手続きに関して、今後改善して欲しいこと

介護保険サービスの利用や申請手続きに関して、今後どのようなことを改善して欲しいと思いますか。（複数回答）

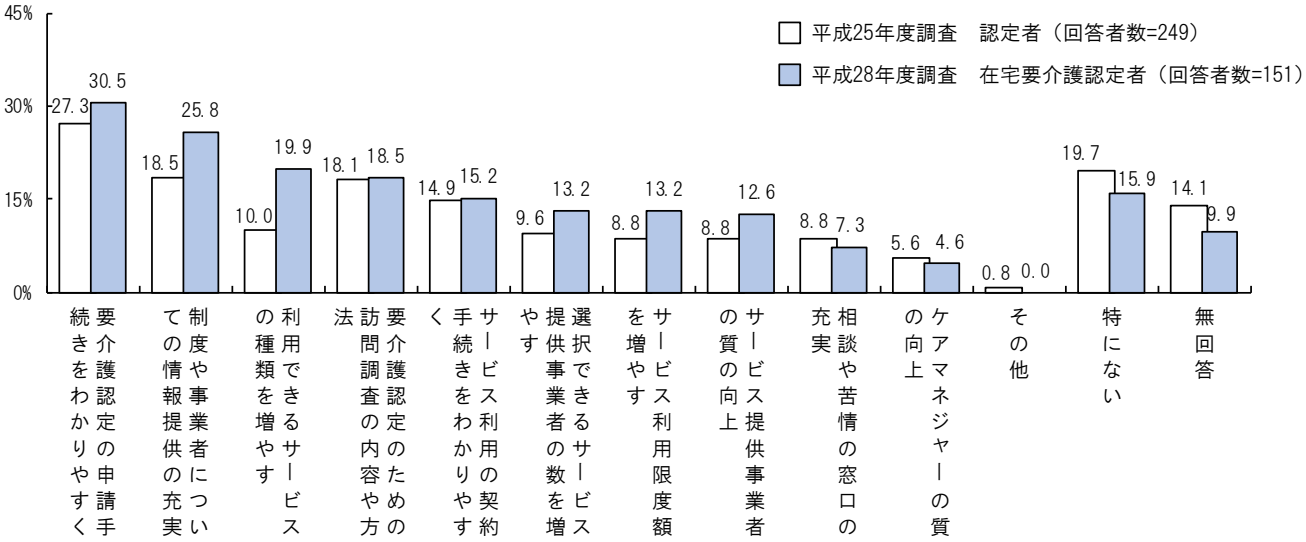

介護保険サービスの利用や申請手続きに関して、今後改善してほしいことは、平成28年度調査では「要介護認定の申請手続きをわかりやすく」30.5%が最も多く、以下「制度や事業者についての情報提供の充実」25.8%、「利用できるサービスの種類を増やす」19.9%などとなっています。

（６）現在の生活を継続していく上で介護者が不安に感じる介護

※主な介護者のみ

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等は何ですか。
（複数回答）現状で行っているか否かは問いません。

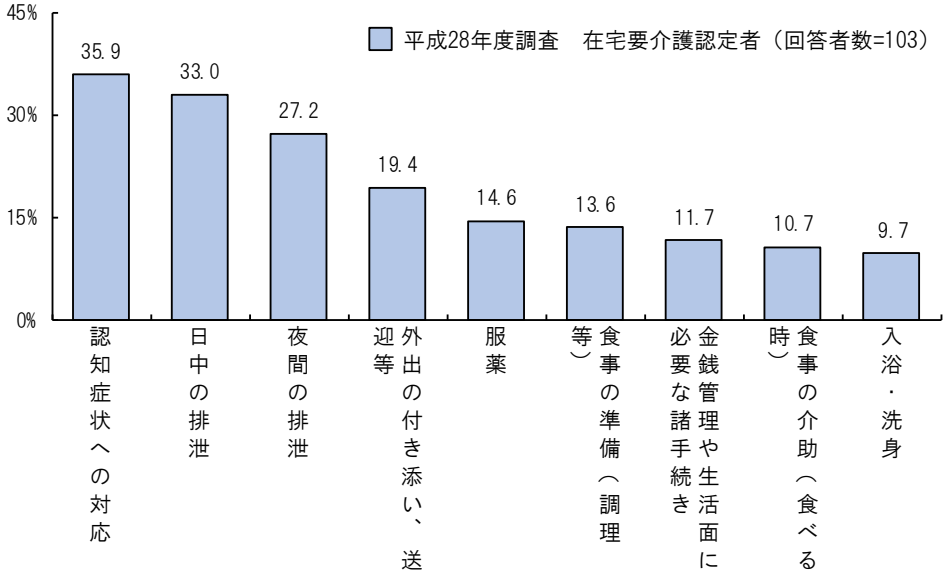

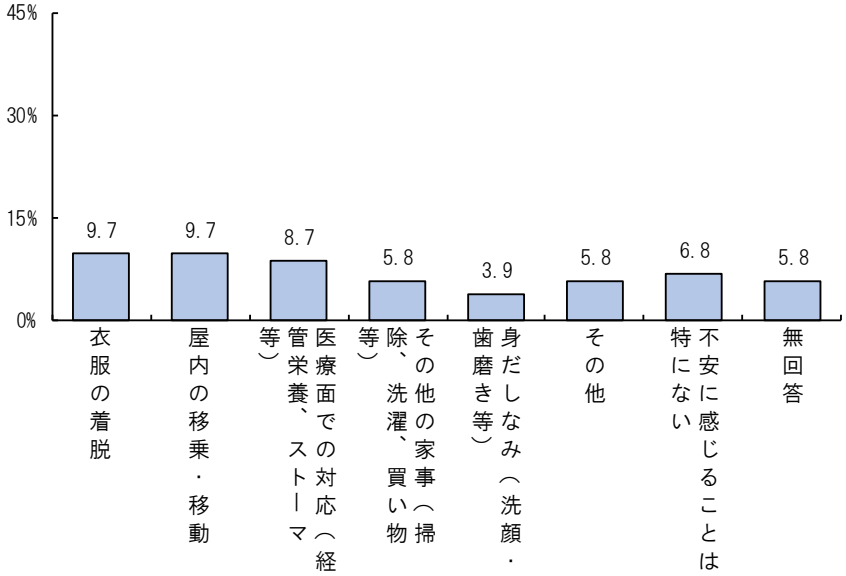

現在の生活を継続していく上で介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」35.9%が最も多く、以下「日中の排泄」33.0%、「夜間の排泄」27.2%、「外出の付き添い、送迎等」19.4%、「服薬」14.6%などとなっています。

（7）介護に困ったときの相談先

※主な介護者のみ

あなたは介護に困ったときだれに相談していますか。（複数回答）

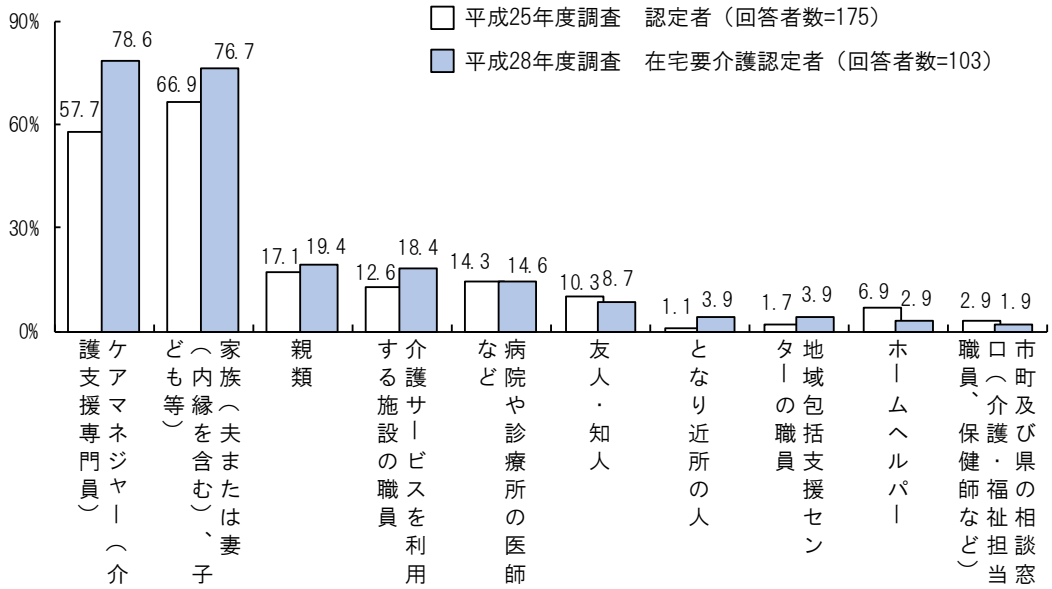

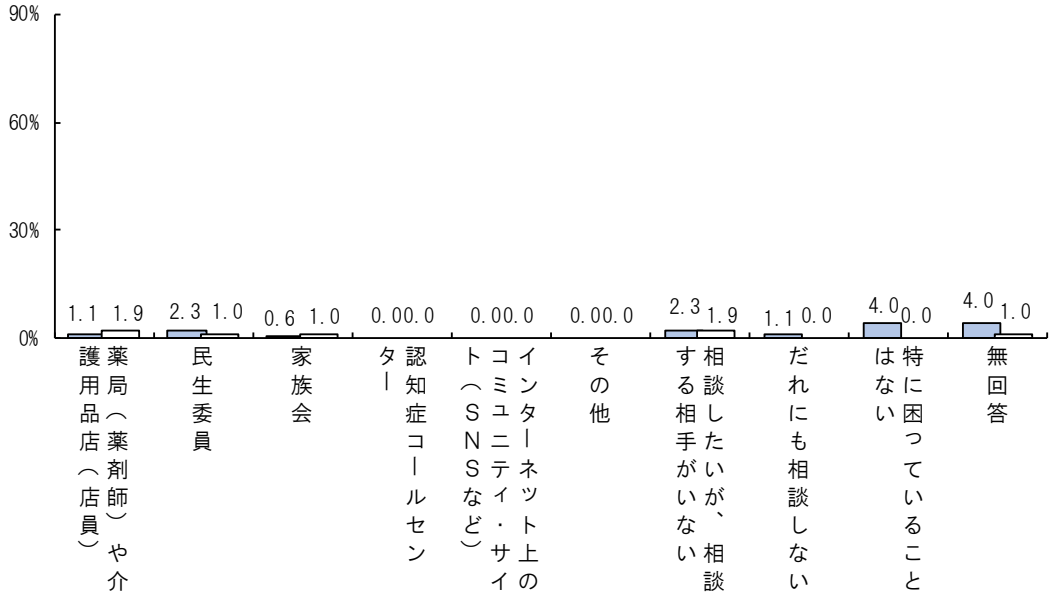

介護に困ったときの相談先は、平成28年度調査では「ケアマネジャー（介護支援専門員）」78.6%が最も多く、以下「家族（夫または妻（内縁を含む）、子ども等）」76.7%、「親類」19.4%などとなっています。

（８）どこで介護を受けたいか

あなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。

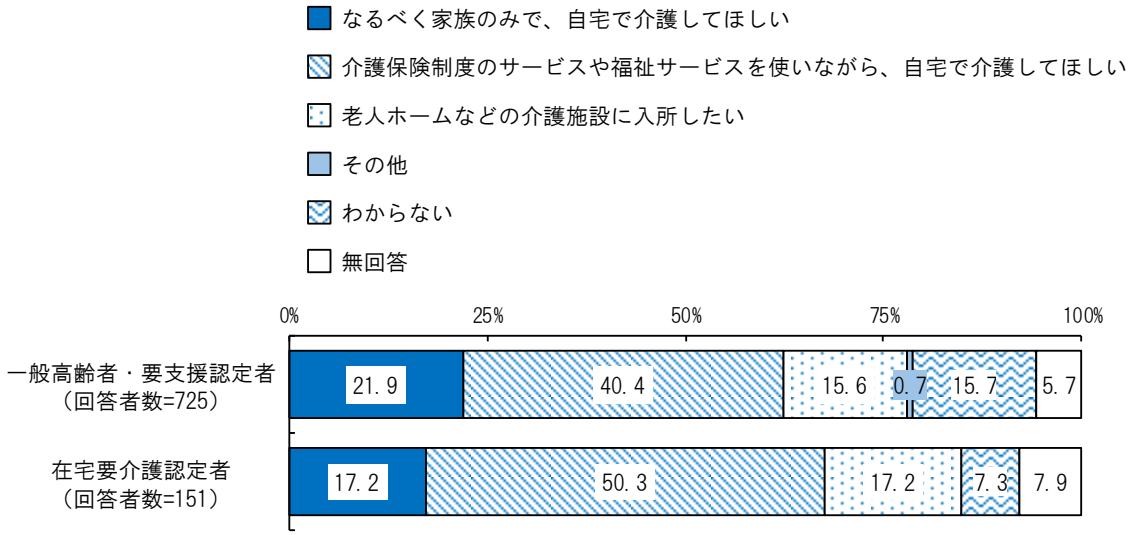

どこで介護を受けたいかは、「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護してほしい」が一般高齢者・要支援認定者において40.4%、在宅要介護認定者において50.3%と最も多くなっています。

（９）どのように介護したいか

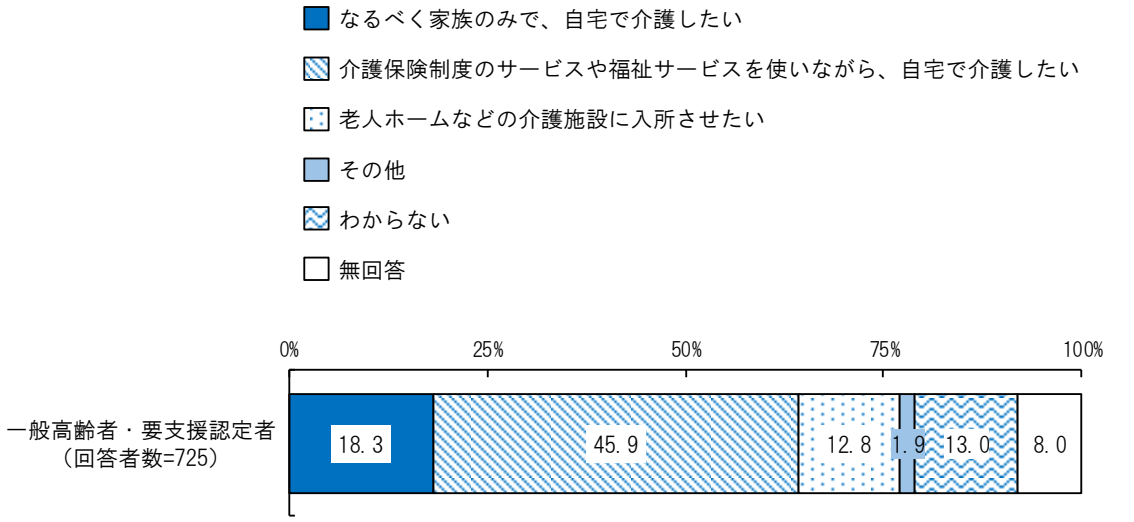

どのように介護したいかは、「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護したい」45.9%が最も多く、以下「なるべく家族のみで、自宅で介護したい」18.3%、「わからない」13.0%、「老人ホームなどの介護施設に入所させたい」12.8%などとなっています。

（10）在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスはありますか。現在利用していて、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスも含んでご回答ください。（複数回答）
※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

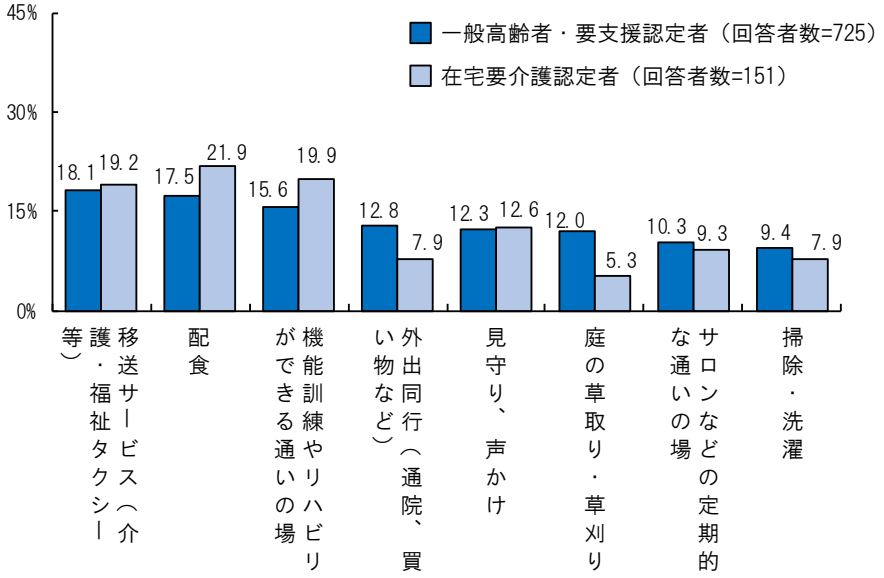

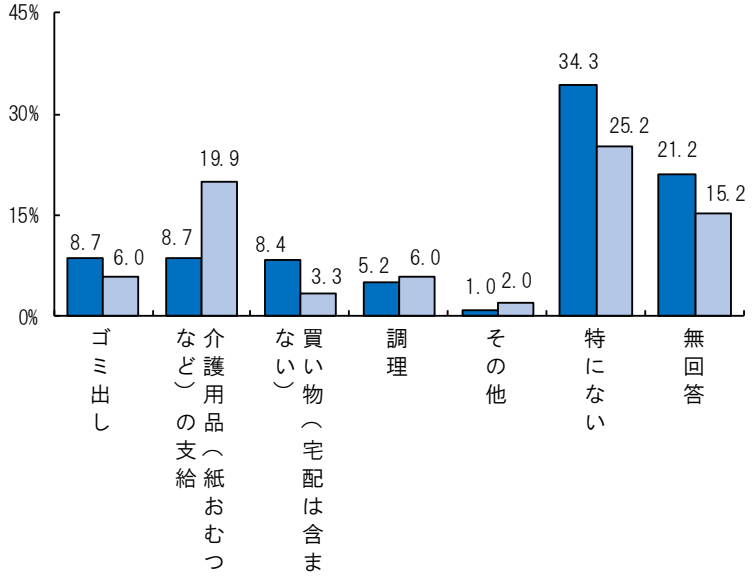

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、一般高齢者・要支援認定者では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」18.1%、「配食」17.5%、「機能訓練やリハビリができる通いの場」15.6%などが多くなっています。

在宅要介護認定者では、「配食」21.9%、「機能訓練やリハビリできる通いの場」と「介護用品（紙おむつなど）の支給」が19.9%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」19.2%などが多くなっています。

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

菊川市総合計画のまちづくりの基本目標では、乳児から高齢者まで、菊川市に住むすべての人たちが可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、健康づくりや介護予防への参加を促し、福祉・保健・医療・地域など関係機関の連携による、切れ目のない医療や介護を受けられる環境を整えるとともに、障がいや病気などの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合いながら共生するまちの実現を目指しています。

本計画においては、より高齢化が進展することを踏まえ、高齢者が健康で活動的に暮らせるよう、健康寿命の延伸などの健康増進や医療の充実、生涯学習活動との連携により、市民自らが積極的に健康づくり生きがいづくりに取り組む社会をめざし、基本理念を次のように設定します。

健康で元気に暮らせるまち

～ きらきら生きる ～

2　基本目標

本計画では、次の３つの目標を定めます。

目標１　生きがいづくりと介護予防の促進

高齢者になってもいきいきと活動するには、自ら健康管理をするとともに、生きがいを見つけて活動できる環境と、元気なうちから介護予防に取り組むことが必要です。

高齢者が自らの健康に関心をもち、健康づくりや介護予防などの取組みに参加できるように、高齢者のニーズにあった健康増進・介護予防サービスの基盤整備を進めるとともに、地域の中で自主的な介護予防の取り組みや活動支援を行います。

また、歳を重ねても健康で働きたい、地域に貢献したい、という思いを持っている人はたくさんいます。高齢者の知識や経験を地域社会に活かし、生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域活動やボランティア活動に関する情報発信を行うとともに、活動への参加促進を進めます。

目標２　安心して暮らせる環境の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、身近な地域の中で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みづくりと本人や介護する家族のニーズに応じた事業の充実が必要となっています。

そのために、地域住民や地域の支援者、福祉に関わる事業者、医療機関、行政が連携し、総合的に高齢者の暮らしを支えることができるよう、地域のネットワークづくりを進め、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

また、高齢者のニーズに応じて、医療・介護・生活支援などの必要なサービスを包括的かつ継続的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの一層の機能強化を図っていきます。

目標３　介護保険サービスの充実

介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれるなかで、高齢者のライフスタイルやニーズも多様化し、高齢者一人ひとりとその家族の生活の実態に適したサービスの提供が求められています。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援する各種サービスの質と量の充実を図っていきます。

また、介護保険事業の適正な運用と持続可能な運営とするため介護サービス事業者へ公正かつ適切な指導監督を行うとともに、利用者がサービスの選択が容易にできるよう関係機関と連携し、各サービスの情報を公開するしくみづくりを進めます。

3　2025年（平成37年）の菊川市の姿

推計結果が確定した後に作成

４　日常生活圏域の考え方

市が設定する日常生活圏域は、東部地区、西部地区、南部地区の３圏域です。

この日常生活圏域は、概ね中学校区単位となるように設定しています。人口、高齢者数、圏域面積などもほぼ同規模となっています。

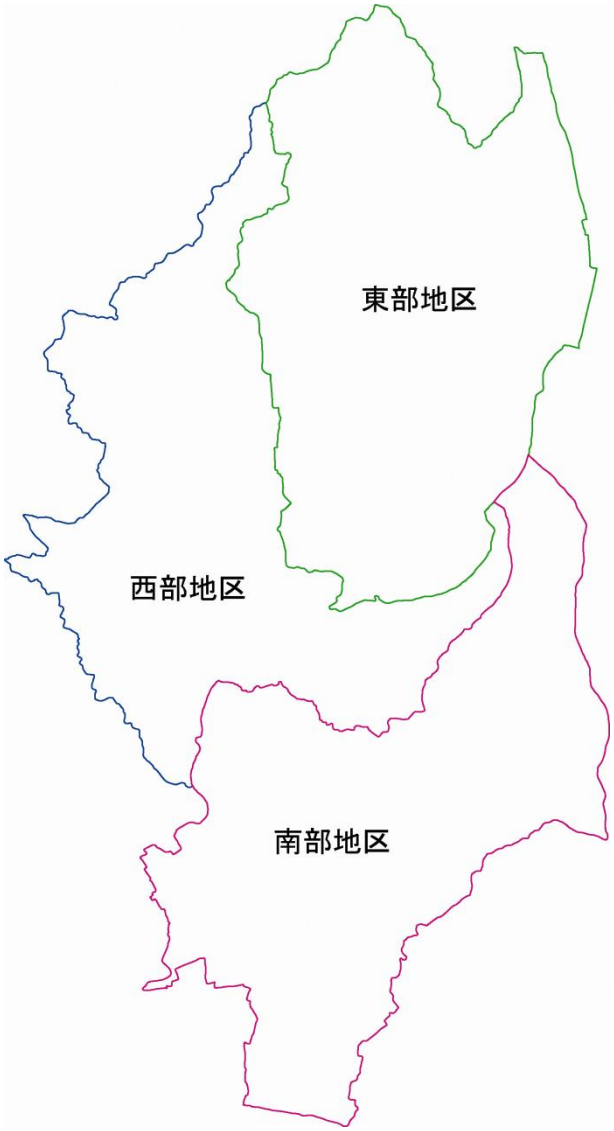

東部地区（菊川東中学校区）

特定の区域に住宅団地や市営･県営住宅、雇用促進住宅が立地し、比較的人口が集中している地区です。牧之原台地に面した丘陵地は、全国に誇る一大茶園地帯です。

西部地区（菊川西中学校区）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの介護保険施設をはじめ、医療の拠点である市立総合病院も立地しています。

南部地区（岳洋中学校区）

北側は丘陵地、南側は田園地帯となっており、介護老人福祉施設があります。

5　計画のポイント

（１）地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度は、これまでの制度改正において「地域包括ケアシステムの推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」に取り組んできましたが、今後もこの２点を深化・推進していく観点から、必要な見直しを進めていきます。

特に団塊世代が75歳以上となる平成37（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52（2040）年に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定され、地域実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要であるとされています。

「地域共生社会」の実現に向けて、公的支援の従来の「縦割り」のサービス提供体制から、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換が求められています。

地域包括ケアシステムの図

（２）制度改正のポイント

自立支援・介護予防・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

〇自立支援、介護予防・重度化防止等の取組
　・リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進

〇ＰＤＣＡによる地域の実態の把握に基づく課題分析、目標設定と取組内容の検討
　・目標の達成状況の点検、評価、公表
　・国が設定する指標につき、自治体による自己評価と国への報告

〇地域マネジメントによる地域包括支援センターの機能強化
　・地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価
　・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化

〇地域ケア会議の課題の検討
　・地域ケア会議の内容や機能の明確化（課題発見、資源開発、政策形成等）
　・協議体やコーディネーターによるニーズの把握
　・多職種連携の機会・ネットワークづくりと研修機会の充実
　・地域包括支援センターから区・市へ報告及び提案するシステムの整備

〇認知症施策の推進
　・新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化

医療・介護の連携の推進等

〇医療・介護の連携等に関する提供体制の整備
　・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設の創設

〇医療・介護の総合確保方針への対応
　・医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保、そのための協議の場の必要性
　・市町村が行う地域課題の分析等に関する都道府県による支援
　　（研修や地域分析の支援、医療職の派遣等のための調整）

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

〇地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり
　・高齢者含めた生活上の困難を抱える方への対応や複合課題への対応

〇共生型サービスの創設
　・高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け

〇多様な担い手の育成・参画
　・介護人材の確保をはじめとした、多様な就労・社会参加の場の整備
　・介護離職ゼロを目指した職場環境整備への働きかけ

6　重点事業

本計画においては、本市の基本目標に基づき、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて重点的に取組むべき課題を「重点事業」として位置づけます。

重点事業１　地域包括ケアシステムの推進

・在宅医療・介護連携の推進
・地域包括支援センターの機能強化
・地域における見守り施策の推進
・ひとり暮らし高齢者への支援

重点事業２　認知症施策の推進

・認知症の方とその介護・介助者への支援
・権利擁護施策の推進

重点事業３　介護予防の充実

・介護予防・健康づくり
・高齢者の社会参加・生きがいづくり
・ボランティア・ＮＰＯ等の市民による自主的活動への支援

重点事業４　地域包括ケアに向けたサービスの充実

・総合事業による介護予防・生活支援サービス事業の充実
・介護保険サービスの質の向上と確保
・在宅支援のための福祉サービスの充実
・介護人材の確保及び資質の向上